

建築物エネルギー消費性能適合判定業務約款

提出者及び申請者（以下「甲」という。）と公益財団法人三重県建設技術センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（提出書類及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「公益財団法人三重県建設技術センター建築物エネルギー消費性能適合判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第 1 条 甲は、規程第 7 条の確保計画書等を乙に提出又は申請（以下単に「提出」という。）しなければならない。
- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは判定業務を行うことが困難であると認めて請求した場合は、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画その他必要な情報の追加書類を速やかかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、規程に基づき引受承諾書に定められた額の判定料金を、第 4 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。ただし、乙が別に定める方法による場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙の判定審査において、対象建築物の計画に関し乙がなした提出書類の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに提出書類の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第 2 条 乙は、法、これらに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定業務を行わなければならない。
- 2 乙は、規定第 11 条に規定する業務期日までに、建築物エネルギー消費性能適合判定に係る適合通知書又は軽微変更該当証明書（以下「通知書等」という。）を交付し、又は適合しない旨の通知書など、通知書等を交付できない旨を通知（以下「交付できない通知書等」という。）をしなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第 3 条 乙の業務期日は、規定第 11 条に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第 1 条及び第 6 条第 1 項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 4 第 2 項及び第 3 項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第 4 条 甲の支払期日は、前条第 1 項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第 1 項の支払期日までに料金を支払わない場合には、乙は、通知書等を交付しない。この場合において、乙が当該通知書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（料金の支払方法）

- 第 5 条 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金または乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

（通知書等交付前の変更申請）

- 第 6 条 甲は、評価書等の交付前までに甲の都合により申請内容を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の判定関係図書を乙に提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の申請を取り下げ、別件として改め

て乙に申請しなければならない。

3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに料金を支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日までに通知書等を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、判定業務を実施することにより、甲の確保計画等の提出に係る建築物が建築基準法及びその他法令並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の確保計画等の提出に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した確保計画等に虚偽があることその他に事由により、適切な判定業務を行うことができなかった場合は、当該判定業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
 - (3) 所管行政庁から求められた場合

(別途協議)

第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) この約款は令和 7 年 4 月 1 日より施行する